



令和元年 (2019年) 12月 16日 (月)

No. 15074 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671  
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

〈知的財産高等裁判所〉

特許無効不成立審決取消訴訟

(「ガスセンサ」特許(特許第5765394号。請求項の数5。)訂正の許否(新規事項の追加)、特許請求の範囲の記載要件不備(サポート要件、明確性)、進歩性欠如を理由とする特許無効請求事件。)[上](全2回)

—平成30年(行ケ)第10092号、令和元年10月30日判決言渡—

本件特許無効審判中に、被告が請求した訂正(新規事項の追加を含む)及び特許請求の範囲の訂正が認容された結果、前記訂正(取消事由1)は適正な適法な訂正であるとされ、特許請求の範囲の記載要件(サポート要件、明確性)を有しているとし、また進歩性を有するとした審決取消訴訟の請求が棄却された事例である。

当裁判所の判断

1 本件発明について



新樹グローバル・アイピー特許業務法人

大阪市北区南森町1丁目4番19号サウスホレストビル11階 〒530-0054  
Tel 06-6316-5533 Fax 06-6316-5544  
<http://www.giplaw-osaka.co.jp> [mailosaka@giplaw-osaka.co.jp](mailto:mailosaka@giplaw-osaka.co.jp)

代表弁理士 村井 康司  
代表弁理士 加藤 秀忠  
代表弁理士 山下 託嗣  
弁理士 元山 雅史  
弁理士 堀川 かおり  
弁理士 渡辺 尚  
弁理士 小野 健太郎  
シニアカウンセラー  
弁理士 小野 由己男\*

弁理士 合路 裕介\*  
弁理士 松山 習  
弁理士 吉田 新吾  
弁理士 三崎 正輝\*  
弁理士 古賀 稔久  
弁理士 夫 世進  
弁理士 原田 泉  
弁理士 大西 一郎  
弁理士 香山 良樹  
中国弁理士 吳 芳

弁理士 石川 貴之  
弁理士 西尾 剛輝  
弁理士 宮垣 丈晴  
弁理士 魯 佳瑛  
弁理士 黒川 惇  
弁理士 上田 雅子  
弁理士 川分 康博  
弁理士 小林 亜子  
中国弁理士 鄭 徳虎

\*米国パテント・エージェント試験合格者(未登録)

中国弁理士・日本弁理士 朴 沼泳  
カスタマー・サービスマネージャー フィリップ・シェンハオ・トン\*

## (1) 本件明細書の記載

本件訂正前発明及び本件発明に係る特許請求の範囲は、特許無効審判請求時のおりであるところ、本件明細書中の発明の詳細な説明には、以下の記載がある(本件訂正により付加した部分には下線を付した。下記記載中に引用する図1～4、7、8、14、15は、別紙本件明細書図面目録参照。)

【 】内は本件明細書の記載箇所を示す。

ア 技術分野【0001】

イ 背景技術【0002】【0003】

ウ 発明が解決しようとする課題【0005】【0006】【0007】

エ 課題を解決するための手段【0008】

オ 発明の効果【0009】【0010】【0011】【0012】【0013】【0014】

カ 発明を実施するための形態【0021】【0022】【0024】【0025】

キ 実施例【0029】【0041】【0042】【0043】【0044】【0045】【0049】【0050】【0051】【0052】【0053】【0054】  
【0059】

ク【0064】【0068】【0069】【0070】【0071】

(2) 前記(1)によれば、本件発明の特徴は、次のとおりである。

(【0001】)(【0005】～【0007】)(【0042】)(【0009】～【0014】)

## 2 取消事由1(訂正要件の判断の誤り)について

## (1) 訂正事項5-1について

ア 訂正事項5-1は、「上記インナ導入開口部(42)より軸方向先端側(X1)に設けられた上記インナ排出開口部(43)」を加入する訂正である。

イ かかる訂正は、本件訂正前発明1において特定のなかったインナ導入開口部インナ排出開口部との位置関係について、インナ排出開口部(43)が、インナ導入開口部(42)より軸方向先端側(X1)に設けられたものに限定するものであるから、特許請求の範囲の減縮を目的とするものである。

ウ 特許法134条の2第9項が準用する126条5項にいう「願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面…に記載した事項の範囲内」の要件は、訂正が、当業者によって、明細書又は図面の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入しないものであるときに、これを充たすものといえることができる。

本件訂正前の本件明細書には、「同図に示すごとく、インナカバー4は、軸方向基端側X2から順に、軸方向Xに略同径のインナ第1側面部411と、軸方向先端側X1に向かって縮径するテーパ状のインナ第1縮径部412と、軸方向Xに略同径のインナ第2側面部413と、軸方向先端側X1に向かって縮径するテーパ状のインナ第2縮径部414と、軸方向先端側X1を閉塞するインナ底面部415とを有する。」(【0042】)、「インナ第1縮径部412には、複数のインナ導入開口部42が周方向に所定の間隔で設けられている。…また、インナ底面部415には、インナ排出開口部43が設けられている。」(【0043】)との記載がある。これらの記載によれば、インナ底面部415に設けられたインナ排出開口部(43)は、インナ第1縮径部412に設けられたインナ導入開口部(42)より軸方向先端側(X1)に設けられていることを理解することができる。

そうすると、訂正事項5-1は、訂正が、当業者によって、明細書又は図面の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入しないものであるといえるから、本件明細書に記載した事項の範囲内における訂正である。

エ そして、訂正事項5-1は、発明特定事項を付加するものであるから、特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものには該当しない。

オ 以上によれば、訂正事項5-1は、適法な訂正である。